

無印良品キャンプ場 利用規約

第1条(適用範囲)

1. 無印良品キャンプ場(以下、「本キャンプ場」という)を運営する株式会社良品計画(以下、「当社」という)が本キャンプ場に宿泊又は日帰りで利用する者との間で締結する宿泊契約、日帰り利用契約及びこれに関連する契約は、この利用規約(以下「本利用規約」といいます)の定めるところに従うものとし、本利用規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当社が、法令及び慣習に反しない範囲で本キャンプ場の利用者との特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊及び日帰り利用の申込み)

1. 本キャンプ場の宿泊又は日帰り利用の申込みをしようとする者は、次の各号及びその他の本キャンプ場が必要と認める事項を本キャンプ場に本キャンプ場の定める台帳又はオンライン申込サイト等に記載する必要があります。
 - (1) 宿泊の場合：宿泊者の代表者の氏名、住所、電話番号、宿泊日及びペットの有無
 - (2) 日帰り利用の場合：利用者の代表者の氏名、住所、電話番号、及びペットの有無
2. 宿泊又は日帰り利用の申し込みをする代表者は20歳以上の者に限るものとします。
3. 宿泊又は日帰り利用の申し込みは必ず本キャンプ場の宿泊又は日帰り利用する者のうちの1名が代表して行うものとし、第三者が代理して申し込むことは禁止します。万一、第三者が他人を代理して申し込みを行ったことが判明した場合には、当該申し込みは無効とします。

第3条(宿泊契約の成立)

1. 宿泊契約は、本キャンプ場が定める期間内に当社が指定する第三者が運営するオンライン申込サイトその他の方法で予約の申し込みが完了し本キャンプ場がこれを承諾したときに成立します。
2. 当社はオンライン申込サイトのアクセスの集中、サーバーの故障、通信の不具合等により宿泊又は日帰り利用の申し込みを使用とする者がこれを行うことができなかった場合においても、代替の予約方法を提供する義務を負わず、予約を行うことができなかった場合においても一切の責任を負いません。

第4条(日帰り利用契約の成立)

日帰り利用契約は、利用当日に本キャンプ場において本キャンプ場の定める方法で利用を申し込み、当社がこれを承諾し、利用料及び申込内容に応じたレンタル料、イベント参加費その他の費用を本キャンプ場所定のクレジットカード又は現金により支払ったときに成立するものとします。

第5条(宿泊契約及び日帰り利用契約申込の拒否)

当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約及び日帰り利用契約の申し込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 宿泊及び日帰り利用の申し込みが、本利用規約の規定によらないとき
- (2) 本キャンプ場の施設の利用可能な人数を超過した利用者の予約があるとき
- (3) 宿泊又は日帰り利用しようとする者が、本キャンプ場で法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると合理的な理由により認められるとき
- (4) 宿泊又は日帰り利用しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当し又は当社が合理的な理由によりその疑いがあると判断したとき
 - イ. 暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊又は日帰り利用しようとする者が、過去に本キャンプ場において本キャンプ場の運営に支障を生じさせ又は他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (6) 宿泊又は日帰り利用しようとする者が、発熱、体調不良等、法律により本キャンプ場の使用を制限すべき感染症の罹患者である可能性があるとき
- (7) 宿泊又は日帰り利用の予約時に本キャンプ場のスタッフに暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8) 天災、悪天候、感染症の蔓延又はその予防措置、施設の故障、停電その他やむを得ない事由により宿泊又は利用させることができないとき
- (9) 本キャンプ場に適用される法律又は都道府県の条例等に照らし本キャンプ場に宿泊又は利用させることが不適切であると当社が判断したとき
- (10) 前各号の他、契約者による本キャンプ場の宿泊又は日帰り利用が本キャンプ場の正常な運営に支障を与え又はその可能性があるとして当社が判断したとき

第6条(宿泊名簿及び利用者名簿)

1. 当社と本キャンプ場への宿泊契約を締結した者（以下、「宿泊契約者」という）は、宿泊日当日、本キャンプ場のフロントにおいて、次の事項を宿泊名簿に記載していただきます。

- (1) 代表者及びその他の宿泊者全員の氏名、代表者の緊急時の連絡先
- (2) 宿泊者が外国人の場合はその国籍及び旅券番号
- (3) 出発予定日
- (4) その他、本キャンプ場が必要と認める事項

2. 当社と本キャンプ場への日帰り利用契約を締結した者（以下、「日帰り利用契約者」という）は、利用当日、本キャンプ場のフロントにおいて、次の事項を名簿に記載していただきます。

(1)代表者の氏名、住所、電話番号、利用者全員の氏名

(2) その他、本キャンプ場が必要と認める事項

第7条（営業時間）

本キャンプ場及び本キャンプ場内の各施設の営業時間は、本キャンプ場のホームページ、本キャンプ場内の掲示物及び配布物等に定めるとおりとします。

第8条(宿泊料及び日帰り利用料等の支払い)

1. 宿泊料、日帰り利用料、レンタル料、イベント参加料等の金額は、本キャンプ場の予約サイト及びフロントに備え置く資料に定めるとおりとします。

2. 宿泊契約者及び日帰り利用者（以下、両者をあわせて「契約者」という）は、予約時に確定している宿泊料等の費用については、本キャンプ場が認めたクレジットカードにより予約時に支払い、宿泊又は利用の当日に本キャンプ場にて申込むレンタル又はイベント等に係る費用等については、その都度又は本キャンプ場が請求した時に、現金又はクレジットカードにて支払うものとします。

3. 契約者は、本キャンプ場が契約者に宿泊及び日帰り利用施設を提供し、利用が可能であるにもかかわらず自己の意志で宿泊又は日帰り利用をしなかった場合においては、宿泊又は日帰り利用をしたものとみなされ、本キャンプ場に宿泊料又は日帰り利用料を支払うものとします。

第9条(契約者の手荷物又は携帯品の事前預かり)

本キャンプ場では、宿泊者及び日帰り利用者のキャンプ用品等の荷物の宅配便、郵便等による事前送付によるお預かりは致しかねます。

第10条(利用規則の遵守・禁止行為)

1. 契約者は、本キャンプ場内においては、本キャンプ場のホームページ、本キャンプ場内の掲示物及び配布物等に記載された本キャンプ場のご利用上の注意、禁止事項その他当社が定めるルール（以下、合せて「利用ルール」という）を遵守する必要があります。

2. 契約者が本キャンプ場内での以下の各号の行為を行うことを禁止します。

(1)立入が禁止される場所への立ち入り

(2)ドローン、ラジコン飛行機、打ち上げ花火、楽器、その他機械等による騒音等の使用

(3)法律、条例その他の行政機関の規則等により移動が禁止されている動物の持込

(4) 当社に事前の承諾を得ない本キャンプ場内での物品の販売、サービスの提供、契約者自身が契約した本キャンプ場内のスペースの第三者への転貸、本キャンプ場内のイベント参加権の転売、その他の商業活動

(5) 宗教又は政治活動への勧誘行為

- (6) 他の契約者に著しい迷惑を及ぼす言動
- (7) 本キャンプ場の正常な運営に支障を与え又はその可能性のある行為
- (8) その他、本キャンプ場のホームページ、本キャンプ場内の掲示物、配布物等において禁止行為として記載する行為

第11条(宿泊契約者の契約解除権)

1. 宿泊契約者は、本キャンプ場に当社の定める方法により所定の期限までに通知することにより、宿泊契約を解除（以下、「キャンセル」という）することができます。
2. 当社は前項の宿泊契約者によるキャンセルが宿泊契約者の都合による場合、所定のキャンセル料を申し受けます。
3. 当社は、宿泊契約者が連絡をせず宿泊日当日の午後6時になっても本キャンプ場に到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者によりキャンセルされたものとみなすことができます。
4. 本条に基づくキャンセルの場合、当社は宿泊契約者にキャンセル料を請求します。

第12条(本キャンプ場の契約解除権)

1. 本キャンプ場は、次に掲げる場合においては、宿泊契約又は日帰り利用契約を解除することがあります。
 - (1) 契約者が本利用規約又は利用ルールに違反したとき
 - (2) 契約者が第10条第2項の禁止行為を行ったとき
 - (3) 契約者が本キャンプ場の予約とキャンセルを当社が定める所定の回数を超えて繰り返したとき
 - (4) 契約者が次のイからハに該当し又は当社が合理的な理由によりその疑いがあると判断したとき
 - イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ.法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 契約者が本キャンプ場の予約、宿泊又は日帰り利用に際し、本キャンプ場のスタッフその他の関係者に暴力的要求行為を行い、又は合理的な範囲を超える負担を要求したとき
 - (6) 契約者が他の契約者の生命、身体又は財産に損害を与え又は与える可能性があるとき当社が判断したとき
 - (7) 契約者が本キャンプ場に適用される法律、条例又は善良な風俗に反する行為を行い又はその可能性があるとき当社が判断したとき
 - (8) 前各号の他、契約者による本キャンプ場の宿泊又は日帰り利用が本キャンプ場の正常な運営に支障を与え又はその可能性があるとき当社が判断したとき
2. 当社は前項の規定に基づいて宿泊契約又は日帰り利用契約を解除したときは、宿泊料及び日

帰り利用料を返金する義務を負わないものとします。

3. 当社は、台風、大雨、大雪、強風等の悪天候、津波、地震等の天災、感染症の蔓延、停電、道路又は交通機関の途絶、戦争、テロ、ストライキ、法令の改正等の不可抗力により本キャンプ場の安全な利用提供が困難であると判断したとき又は行政機関からの営業の自粛要請、営業を禁止する命令又は通達等が発出されたときは、可能な限り事前に契約者に通知し、本キャンプ場の宿泊契約及び利用契約を解除することができるものとします。

4. 前項の場合、当社は宿泊料その他の利用料を請求しないものとします。

5. 当社は本条第3項に基づく解除により契約者に生じた一切の損害の補償は致しかねます。

第13条(本キャンプ場の責任)

1. 契約者は自らの所持品、現金及び車両等について自らの責任で管理し保管するものとし、当社はこれらを保管する義務を負わないものとします。

2. 当社は、本キャンプ場内で生じた契約者の怪我、傷病、感染症への感染、所持品の紛失、汚損、盗難等については、原則として一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

3. 契約者が本キャンプ場に置き忘れた所持品又は現金は、当社は発見日を含め1カ月間保管し、その後、本キャンプ場を管轄する警察署に届けるものとし、これ以外の一切の問合せ等への対応及び補償は致しかねます。

第14条(車両に関する責任)

1. 当社は本キャンプ場の駐車場に駐車された契約者の車両を管理する義務を負わず、当該車両の盗難、破損、事故等について責任を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

2. 当社は本キャンプ場内の道路上での契約者の運転操作ミスその他の原因による事故、破損、汚損等について責任を負いません。

3. 当社は本キャンプ場の駐車場内及びキャンプ場内の道路上で生じた契約者その他の契約者その他の第三者との間のトラブルについて責任を負いません。

第15条(契約者の責任)

契約者の故意又は過失により本キャンプ場の施設及びレンタル用品等が汚損、焼失、紛失等の損害を被ったときは、当社はその損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。

第16条(個人情報保護)

1. 当社は本利用規約に基づき取得した契約者の氏名、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレス、住所等の個人情報を関連する法令に従い適切に管理し、本キャンプ場の運営、イベントの実施、本キャンプ場の宿泊及び日帰り利用に関する連絡、契約者の財産及び心身の安全の

維持、イベント保険その他のサービスの提供、イベントに関する保険サービスの提供のため
のみ利用します。

2. 前項に拘わらず、当社は契約者の生命、身体、財産の安全の確保のために必要な場合又は
当社に適用される法令の遵守のために必要な場合、前項に定める契約者の個人情報に関連法令
に従い行政機関、司法機関その他の公的機関、医療施設等に必要最小限の範囲において提供す
ることができるものとします。

第17条（本利用規約の変更）

1. 当社は、本利用規約の内容を、当社が必要であると判断した場合、事前に予告なく変更す
ることがあります。

2. 本利用規約の変更は、変更後の本利用規約を本キャンプ場ホームページ等に掲載し、掲載
時から適用するものとします。

3. 本利用規約の変更以前に宿泊及び日帰り利用契約が成立していた場合、当施設利用日時点
で有効な本利用規約が適用されるものとします。

第18条 合意管轄裁判所

契約者は本利用規約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄
裁判所とすることに同意するものとします。

2023年3月1日改定

株式会社良品計画

別紙

キャンセル料（第11条第2項）

宿泊料その他予約にかかる全ての利用料（消費税込み）に下記の比率を乗じた金額をキャンセル料として請求します。

- ・ 宿泊予定日から起算し、7日前以前：0%
- ・ 宿泊予定日から起算し、6日前から前日：50%
- ・ 宿泊予定日当日：100%